

FisCom クラウド 社会福祉法人会計 V6

勘定科目コード 兼 勘定科目説明（保育所向け）

「社会福祉法人会計基準適用上の留意事項（運用指針）」より抜粋

※会計基準省令第1号第1～第3様式、第2号第1～第3様式は、勘定科目の大区分のみを記載するが、必要のないものは省略することができる。ただし追加・修正はできないものとする。
会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式は、勘定科目の小区分までを記載し、必要のない勘定科目は省略できるものとする。

また、会計基準省令第3号第1～第4様式は、勘定科目の中区分までを記載し、必要のない中区分の勘定科目は省略できるものとする。

※運用上の取り扱いの別紙3(⑩)、別紙3(⑪)については、勘定科目の小区分までを記載し、必要のない勘定科目は省略できるものとする。

※勘定科目の中区分についてはやむを得ない場合、小区分については適当な科目を追加できるものとする。なお、小区分を更に区分する必要がある場合には、小区分の下に適当な科目を設けて処理することができるものとする。

※「水道光熱費(支出)」、「燃料費(支出)」、「賃借料(支出)」、「保険料(支出)」については原則、事業費(支出)のみに計上できる。ただし、措置費、保育所運営費の弾力運用が認められないケースでは、事業費(支出)、事務費(支出)の双方に計上するものとする。

※計算書類の様式又は別添3に規定されている勘定科目においても、該当する取引が制度上認められていない事業種別では当該勘定科目を使用することができないものとする。

※勘定科目コードはお客様の環境によって異なる場合がございますので予めご了承ください。

※事業費（支出）、事務費（支出）は、「子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」別表6「収支分析表」に記載されている勘定科目のみ表示しています。

① 資金収支計算書勘定科目の説明

① 収入の部						
<事業活動による収入>						
CD	大区分	CD	中区分	CD	小区分	説 明
807	保育事業収入	1	施設型給付費収入	1	施設型給付費収入	施設型給付費の代理受領分をいう。
				2	利用者負担金収入	施設型給付費における利用者等からの利用者負担金（保育料）収入をいう。
		2	特例施設型給付費収入	1	特例施設型給付費収入	特例施設型給付費の代理受領分をいう。
				2	利用者負担金収入	特例施設型給付費における利用者等からの利用者負担金（保育料）収入をいう。
		3	地域型保育給付費収入	1	地域型保育給付費収入	地域型保育給付費の代理受領分をいう。
				2	利用者負担金収入	地域型保育給付費における利用者等からの利用者負担金（保育料）収入をいう。
		4	特例地域型保育給付費収入	1	特例地域型保育給付費収入	特例地域型保育給付費の代理受領分をいう。
				2	利用者負担金収入	特例地域型保育給付費における利用者等からの利用者負担金（保育料）収入をいう。
		5	委託費収入			子ども・子育て支援法附則 6 条に規定する委託費収入（私立認可保育所における保育の実施等に関する運営費収入）をいう。
		6	利用者等利用料収入	1	利用者等利用料収入(公費)	実費徴収額（保護者が支払うべき日用品、文房具等の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等）にかかる補足給付収入をいう。
				2	利用者等利用料収入(一般)	実費徴収額（保護者が支払うべき日用品、文房具等の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等）のうち補足給付収入以外の収入をいう。
				3	その他の利用料収入	特定負担額（教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価）など上記に属さない利用者からの収入をいう。
		7	私的契約利用料収入			保育所等における私的契約に基づく利用料収入をいう。
		8	その他の事業収入	1	補助金事業収入(公費)	保育所等に関連する事業に対して、国及び地方公共団体等から交付される補助金事業に係る収入をいう。
				2	補助金事業収入(一般)	保育所等に関連する事業に対して、国及び地方公共団体等から交付される補助金事業に係る収入をいう（共同募金からの配分金(受配者指定寄附金を除く)及び助成金を含む）。保育所等に関連する補助金事業に係る利用者からの収入も含む。
				3	受託事業収入(公費)	保育所等に関連する、地方公共団体から委託された事業に係る収入をいう。
				4	受託事業収入(一般)	保育所等に関連する、受託事業に係る利用者からの収入をいう。
				5	その他の事業収入	上記に属さないその他の事業収入をいう。
819	〇〇事業収入	1	〇〇事業収入			事業の内容を示す名称を付した科目で記載する。
		2	その他の事業収入	1	補助金事業収入(公費)	〇〇事業に対して交付される、国及び地方公共団体等からの補助金等の事業収入をいう。
				2	補助金事業収入(一般)	〇〇事業に対して交付される、国及び地方公共団体等からの補助金等収入をいう（共同募金からの配分金(受配者指定寄附金を除く)及び助成金を含む）。補助金事業に係る利用者からの収入も含む。
				3	受託事業収入(公費)	〇〇事業に関連する、地方公共団体から委託された事業に係る収入をいう。
				4	受託事業収入(一般)	〇〇事業に関連する、受託事業に係る利用者からの収入をいう。
				5	その他の事業収入	上記に属さないその他の事業収入をいう。利用者からの収入も含む。
821	〇〇収入	1	〇〇収入			収入の内容を示す名称を付した科目で記載する。
823	借入金利息補助金収入					施設整備及び設備整備に対する借入金利息に係る地方公共団体からの補助金等の収入をいう。
831	経常経費寄附金収入					経常経費に対する寄附金及び寄附物品をいう。
833	受取利息配当金収入					預貯金、有価証券、貸付金等の利息及び配当金等の収入をいう。
843	その他の収入	1	受入研修費収入			研修の受入に対する収入をいう。
		2	利用者等外給食費収入			職員等患者・利用者以外に提供した食事に対する収入をいう。
		3	雑収入			上記に属さない事業活動による収入をいう。
853	流動資産評価益等による資金増加額	1	有価証券売却益			有価証券(投資有価証券を除く)を売却した場合の売却益をいう。
		2	有価証券評価益			有価証券(投資有価証券を除く)を時価評価した時の評価益をいう。
		3	為替差益			外国通貨、外貨建金銭債権債務(外貨預金を含む)及び外貨建有価証券等について、円換算によって生じた換算差益をいう。

＜施設整備等による収入＞						
863	施設整備等補助金収入	1	施設整備等補助金収入			施設整備及び設備整備に係る地方公共団体等からの補助金等の収入をいう。
		2	設備資金借入金元金償還補助金収入			施設整備及び設備整備に対する借入金元金償還に係る地方公共団体等からの補助金等の収入をいう。
866	施設整備等寄附金収入	1	施設整備等寄附金収入			施設整備及び設備整備に係る寄附金収入をいう。なお、施設の創設及び増築時等に運転資金に充てるために収受した寄附金を含む。
		2	設備資金借入金元金償還寄附金収入			施設整備及び設備整備に対する借入金元金償還に係る寄附金収入をいう。
867	設備資金借入金収入					施設整備及び設備整備に対する借入金の受入額をいう。
869	固定資産売却収入	1	車輛運搬具売却収入			車輛運搬具の売却による収入をいう。
		2	器具及び備品売却収入			器具及び備品の売却による収入をいう。
		10	〇〇売却収入			売却した資産等の内容を示す名称を付した科目で記載する。
870	その他の施設整備等による収入	1	〇〇収入			施設整備及び設備整備による収入で他のいずれの科目にも属さない収入をいう。収入の内容を示す名称を付した科目で記載する。
＜その他の活動による収入＞						
881	長期運営資金借入金元金償還寄附金収入					長期運営資金(設備資金を除く)借入金元金償還に係る寄附金収入をいう。
883	長期運営資金借入金収入					長期運営資金(設備資金を除く)のための借入金の受入額をいう。
884	役員等長期借入金収入					役員(評議員を含む)からの長期借入金の受入額をいう。
885	長期貸付金回収収入					長期に貸付けた資金の回収による収入をいう。(1年以内回収予定長期貸付金の回収による収入を含む。)
887	投資有価証券売却収入					投資有価証券の売却収入(収入総額)をいう。
888	積立資産取崩収入	1	退職給付引当資産取崩収入			退職給付引当資産の取崩しによる収入をいう。
		2	長期預り金積立資産取崩収入			長期預り金積立資産の取崩しによる収入をいう。
		3	保育所繰越積立資産取崩収入	1	人件費積立資産取崩収入	保育所等における人件費積立資産の取崩しによる収入をいう。
				2	修繕積立資産取崩収入	保育所等における修繕積立資産の取崩しによる収入をいう。
				3	備品等購入積立資産取崩収入	保育所等における備品等購入積立資産の取崩しによる収入をいう。
		4	保育所施設・設備整備積立資産取崩収入			保育所等における保育所施設・設備整備積立資産の取崩しによる収入をいう。
		5	〇〇積立資産取崩収入			積立資産の取崩しによる収入をいう。積立資産の目的等を示す名称を付した科目で記載する。
889	事業区分間長期借入金収入					他の事業区分から長期に借り入れた資金の収入をいう。
890	拠点区分間長期借入金収入					同一事業区分内における他の拠点区分から長期に借り入れた資金の収入をいう。
892	事業区分間長期貸付金回収収入					他の事業区分へ長期に貸付けた資金の回収による収入をいう。 (1年以内回収予定事業区分間長期貸付金の回収による収入を含む。)
893	拠点区分間長期貸付金回収収入					同一事業区分内における他の拠点区分へ長期に貸付けた資金の回収による収入をいう。 (1年以内回収予定拠点区分間長期貸付金の回収による収入を含む。)
895	事業区分間繰入金収入					他の事業区分からの繰入金収入をいう。
896	拠点区分間繰入金収入					同一事業区分内における他の拠点区分からの繰入金収入をいう。
897	サービス区分間繰入金収入					同一拠点区分内における他のサービス区分からの繰入金収入をいう。
898	その他の活動による収入	3	〇〇収入			その他の活動による収入で上記に属さない収入をいう。収入の内容を示す名称を付した科目で記載する。

① 資金収支計算書勘定科目の説明

② 支出の部						
<事業活動による支出>						
CD	大区分	CD	中区分	CD	小区分	説 明
901	人件費支出	1	役員報酬支出			役員(評議員を含む)に支払う報酬、諸手当をいう。
		2	役員退職慰労金支出			役員(評議員を含む)への退職慰労金等の支払額をいう。
		3	職員給料支出			常勤職員に支払う俸給・諸手当をいう。
		4	職員賞与支出			常勤職員に支払う賞与をいう。
		5	非常勤職員給与支出			非常勤職員に支払う俸給・諸手当及び賞与をいう。
		6	派遣職員費支出			派遣会社に支払う金額をいう。
		7	退職給付支出			退職共済制度など、外部拠出型の退職手当制度に対して法人が拠出する掛金額および退職手当として支払う金額をいう。
		8	法定福利費支出			法令に基づいて法人が負担する健康保険料、厚生年金保険料、雇用保険料等の支出をいう。
903	事業費支出	1	給食費支出			食材及び食品の支出をいう。なお、給食業務を外部委託している施設又は事業所にあつては、材料費を計上すること。
		5	保健衛生費支出			利用者の健康診断の実施、施設内又は事業所内の消毒等に要する支出をいう。
		10	保育材料費支出			保育に必要な文具材料、絵本等の支出及び運動会等の行事を実施するための支出をいう。
		12	水道光熱費支出			利用者に直接必要な電気、ガス、水道等の支出をいう。
		13	燃料費支出			利用者に直接必要な灯油、重油等の燃料費(車輛費で計上する燃料費を除く)をいう。
		14	消耗器具備品費支出			利用者の処遇に直接使用する介護用品以外の消耗品、器具備品で、固定資産の購入に該当しない支出をいう。
		15	保険料支出			利用者に対する損害保険料をいう。
		16	賃借料支出			利用者が利用する器具及び備品等のリース料、レンタル料をいう。
		20	車輛費支出			乗用車、送迎用自動車、救急車等の燃料費、車輛検査等の支出をいう。
		22	〇〇費支出			費用の内容を示す名称を付した科目で記載する。
		23	雑支出			事業費のうち他のいずれにも属さない支出をいう。
905	事務費支出	1	福利厚生費支出			役員・職員が福利施設を利用する場合における事業主負担額、健康診断その他福利厚生のために要する法定外福利費をいう。
		2	職員被服費支出			職員に支給又は貸与する白衣、予防衣、診察衣、作業衣などの購入、洗濯等の支出をいう。
		3	旅費交通費支出			業務に係る役員・職員の出張旅費及び交通費(ただし、研究、研修のための旅費を除く)をいう。
		4	研修研究費支出			役員・職員に対する教育訓練に直接要する支出(研究・研修のための旅費を含む)をいう。
		5	事務消耗品費支出			事務用に必要な消耗品及び器具什器のうち、固定資産の購入に該当しないものの支出をいう。
		6	印刷製本費支出			事務に必要な書類、諸用紙、関係資料などの印刷及び製本に要する支出をいう。
		7	水道光熱費支出			事務用の電気、ガス、水道等の支出をいう。
		8	燃料費支出			事務用の灯油、重油等の燃料(車輛費で計上する燃料費を除く)をいう。
		9	修繕費支出			建物、器具及び備品等の修繕又は模様替の支出をいう。ただし、建物、器具及び備品を改良し、耐用年数を延長させるような資本的支出を含まない。
		10	通信運搬費支出			電話、電報、ファックスの使用料、インターネット接続料及び切手代、葉書代その他通信・運搬に要する支出をいう。
		11	会議費支出			会議時における茶菓子代、食事代等の支出をいう。
		12	広報費支出			施設及び事業所の広告料、パンフレット・機関誌・広報誌作成などの印刷製本費等に要する支出をいう。
		13	業務委託費支出			洗濯、清掃、夜間警備及び給食(給食材料費を除く)など施設の業務の一部を他に委託するための支出(保守料を除く)をいう。必要に応じて検査委託、給食委託、寝具委託、医事委託、清掃委託など、小区分で更に細分化することができる。
		14	手数料支出			役務提供にかかる支出のうち、業務委託費以外のものをいう。
		15	保険料支出			生命保険料および建物、車輛運搬具、器具及び備品等にかかる損害保険契約に基づく保険料をいう。ただし、福利厚生費に該当するものを除く。
		16	賃借料支出			固定資産に計上を要しない器械等のリース料、レンタル料をいう。
		17	土地・建物賃借料支出			土地、建物等の賃借料をいう。
		18	租税公課支出			消費税及び地方消費税の申告納税、固定資産税、印紙税、登録免許税、自動車税、事業所税等をいう。
		19	保守料支出			建物、各種機器等の保守・点検料等をいう。
		22	〇〇費支出			費用の内容を示す名称を付した科目で記載する。
		23	雑支出			事務費のうち他のいずれにも属さない支出をいう。

911	〇〇支出					支出の内容を示す名称を付した科目で記載する。
913	支払利息支出					設備資金借入金、長期運営資金借入金及び短期運営資金借入金の利息、及び支払リース料のうち利息相当額として処理するものをいう。
915	その他の支出	1	利用者等外給食費支出			職員、来訪者等利用者以外に提供した食材及び食品の支出をいう。
		2	雑支出			上記に属さない支出をいう。
917	流動資産評価損等による資金減少額	1	有価証券売却損			有価証券(投資有価証券を除く)を売却した場合の売却損をいう。
		2	資産評価損	1	有価証券評価損	有価証券の評価損をいう。
				2	〇〇評価損	資産の時価の著しい下落に伴い、その回復が可能であると認められない場合に当該資産に対して計上する評価損をいう。
		3	為替差損			外国通貨、外貨建金銭債権債務(外貨預金を含む)及び外貨建有価証券等について、円換算によって生じた換算差損をいう。
		4	徴収不能額			金銭債権のうち徴収不能として処理した額をいう。
＜施設整備等による支出＞						
929	設備資金借入金元金償還支出					設備(施設整備及び設備整備)資金の借入金に基づく元金償還額をいう。(1年以内返済予定設備資金借入金の償還額を含む)
931	固定資産取得支出	1	土地取得支出			土地を取得するための支出をいう。
		2	建物取得支出			建物を取得するための支出をいう。
		5	車両運搬具取得支出			車両運搬具を取得するための支出をいう。
		6	器具及び備品取得支出			固定資産に計上される器具及び備品を取得するための支出をいう。
		10	〇〇取得支出			上記以外を取得するための支出をいう。
933	固定資産除却・廃棄支出					建物取壊支出の他、固定資産の除却、廃棄等に係る支出をいう。
935	ファイナンス・リース債務の返済支出					ファイナンス・リース取引に係る支払リース料のうち、元本相当額をいう。(1年以内返済予定リース債務の返済額を含む)
937	その他の施設整備等による支出	1	〇〇支出			施設整備等による支出で他のいずれの科目にも属さない支出をいう。支出の内容を示す名称を付した科目で記載する。
＜その他の活動による支出＞						
959	長期運営資金借入金元金償還支出					長期運営資金(設備資金を除く)の借入金に基づく元金償還額をいう。(1年以内返済予定長期運営資金借入金の償還額を含む。)
960	役員等長期借入金元金償還支出					役員(評議員を含む)からの長期借入金の返済額をいう。
961	長期貸付金支出					長期に貸付けた資金の支出をいう。
963	投資有価証券取得支出					投資有価証券を取得するための支出をいう。
965	積立資産支出	1	退職給付引当資産支出			退職給付引当資産への積立による支出をいう。
		2	長期預り金積立資産支出			長期預り金積立資産への積立による支出をいう。
		3	保育所繰越積立資産支出	1	人件費積立資産支出	保育所等における人件費積立資産への積立による支出をいう。
				2	修繕積立資産支出	保育所等における修繕積立資産への積立による支出をいう。
				3	備品等購入積立資産支出	保育所等における備品等購入積立資産への積立による支出をいう。
		4	保育所施設・設備整備積立資産支出			保育所等における保育所施設・設備整備積立資産への積立による支出をいう。
		5	〇〇積立資産支出			積立資産への積立による支出をいう。なお、積立資産の目的を示す名称を付した科目で記載する。
966	事業区分間長期貸付金支出					他の事業区分へ長期に貸し付けた資金の支出をいう。
967	拠点区分間長期貸付金支出					同一事業区分内における他の拠点区分へ長期に貸付けた資金の支出をいう。
969	事業区分間長期借入金返済支出					他の事業区分から長期に借り入れた資金に基づく元金償還額をいう。(1年以内返済予定事業区分間長期借入金の償還額を含む。)
970	拠点区分間長期借入金返済支出					同一事業区分内における他の拠点区分から長期に借り入れた資金に基づく元金償還額をいう。(1年以内返済予定拠点区分間長期借入金の償還額を含む。)
972	事業区分間繰入金支出					他の事業区分への繰入金支出をいう。
973	拠点区分間繰入金支出					同一事業区分内における他の拠点区分への繰入金支出をいう。
974	サービス区分間繰入金支出					同一拠点区分内における他のサービス区分への繰入金支出をいう。
975	その他の活動による支出	3	〇〇支出			その他の活動による支出で上記に属さない支出をいう。支出の内容を示す名称を付した科目で記載する。

② 事業活動計算書勘定科目の説明

① 収益の部						
<サービス活動増減による収益>						
CD	大区分	CD	中区分	CD	小区分	説 明
507	保育事業収益	1	施設型給付費収益	1	施設型給付費収益	施設型給付費の代理受領分をいう。
				2	利用者負担金収益	施設型給付費における利用者等からの利用者負担金（保育料）収益をいう。
		2	特例施設型給付費収益	1	特例施設型給付費収益	特例施設型給付費の代理受領分をいう。
				2	利用者負担金収益	特例施設型給付費における利用者等からの利用者負担金（保育料）収益をいう。
		3	地域型保育給付費収益	1	地域型保育給付費収益	地域型保育給付費の代理受領分をいう。
				2	利用者負担金収益	地域型保育給付費における利用者等からの利用者負担金（保育料）収益をいう。
		4	特例地域型保育給付費収益	1	特例地域型保育給付費収益	特例地域型保育給付費の代理受領分をいう。
				2	利用者負担金収益	特例地域型保育給付費における利用者等からの利用者負担金（保育料）収益をいう。
		5	委託費収益			子ども・子育て支援法附則 6 条に規定する委託費収益（私立認可保育所における保育の実施等に関する運営費収益）をいう。
		6	利用者等利用料収益	1	利用者等利用料収益(公費)	実費徴収額（保護者が支払うべき日用品、文房具等の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等）にかかる補足給付収益をいう。
				2	利用者等利用料収益(一般)	実費徴収額（保護者が支払うべき日用品、文房具等の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等）のうち補足給付収益以外の収益をいう。
				3	その他の利用料収益	特定負担額（教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価）など上記に属さない利用者からの収益をいう。
		7	私的契約利用料収益			保育所等における私的契約に基づく利用料収益をいう。
		8	その他の事業収益	1	補助金事業収益(公費)	保育所等に関連する事業に対して、国及び地方公共団体等から交付される補助金事業に係る収益をいう。
				2	補助金事業収益(一般)	保育所等に関連する事業に対して、国及び地方公共団体等から交付される補助金事業に係る収益をいう(共同募金からの配分金(受配者指定寄附金を除く)及び助成金を含む)。保育所等に関連する補助金事業に係る利用者からの収益も含む。
				3	受託事業収益(公費)	保育所等に関連する、地方公共団体から委託された事業に係る収益をいう。
				4	受託事業収益(一般)	保育所等に関連する、受託事業に係る利用者からの収益をいう。
				5	その他の事業収益	上記に属さないその他の事業収益をいう。
519	〇〇事業収益	1	〇〇事業収益			事業の内容を示す名称を付した科目で記載する。
		2	その他の事業収益	1	補助金事業収益(公費)	〇〇事業に対して交付される、国及び地方公共団体等からの補助金等の事業収益をいう。
				2	補助金事業収益(一般)	〇〇事業に対して交付される、国及び地方公共団体等からの補助金等収益をいう(共同募金からの配分金(受配者指定寄附金を除く)及び助成金を含む)。補助金事業に係る利用者からの収益も含む。
				3	受託事業収益(公費)	〇〇事業に関連する、地方公共団体から委託された事業に係る収益をいう。
				4	受託事業収益(一般)	〇〇事業に関連する、受託事業に係る利用者からの収益をいう。
				5	その他の事業収益	上記に属さないその他の事業収益をいう。利用者からの収益も含む。
521	〇〇収益	1	〇〇収益			収益の内容を示す名称を付した科目で記載する。
523	経常経費寄附金収益					経常経費に対する寄附金及び寄附物品をいう。
525	その他の収益					上記に属さないサービス活動による収益をいう。
<サービス活動外増減による収益>						
531	借入金利息補助金収益					施設整備及び設備整備に対する借入金利息に係る地方公共団体からの補助金等をいう。
533	受取利息配当金収益					預貯金、有価証券、貸付金等の利息及び出資金等に係る配当金等の収益をいう。（償却原価法による収益を含む）
534	有価証券評価益					有価証券(投資有価証券を除く)を時価評価した時の評価益をいう。
535	有価証券売却益					有価証券(投資有価証券を除く)を売却した場合の売却益をいう。
536	基本財産評価益					基本財産を時価評価した時の評価益をいう。
537	投資有価証券評価益					投資有価証券を時価評価した時の評価益をいう。
538	投資有価証券売却益					投資有価証券を売却した場合の売却益をいう。
540	積立資産評価益					積立資産を時価評価した時の評価益をいう。
541	その他のサービス活動外収益	1	受入研修費収益			研修の受入に対する収益をいう。
		2	利用者等外給食収益			職員等患者・利用者以外に提供した食事に対する収益をいう。
		3	為替差益			外国通貨、外貨建金銭債権債務(外貨預金を含む)及び外貨建有価証券等について、円換算によって生じた換算差益をいう。

		6	雑収益			上記に属さないサービス活動外による収益をいう。
＜特別増減による収益＞						
551	施設整備等補助金収益	1	施設整備等補助金収益			施設整備及び設備整備に係る地方公共団体等からの補助金等をいう。
		2	設備資金借入金元金償還補助金収益			施設整備及び設備整備に対する借入金元金償還に係る地方公共団体等からの補助金等の収益をいう。
552	施設整備等寄附金収益		施設整備等寄附金収益			施設整備及び設備整備に係る寄附金をいう。なお、施設の創設及び増築時等に運転資金に充てるために収受した寄付金を含む。
			設備資金借入金元金償還寄附金収益			施設整備及び設備整備に対する借入金元金償還に係る寄附金をいう。
553	長期運営資金借入金元金償還寄附金収益					長期運営資金(設備資金を除く)借入金元金償還に係る寄附金をいう。
554	固定資産受贈額	1	〇〇受贈額			土地など固定資産の受贈額をいう。なお、受贈の内容を示す名称を付した科目で記載する。
555	固定資産売却益	5	車輛運搬具売却益			車輛運搬具の売却した場合の売却益をいう。
		6	器具及び備品売却益			器具及び備品の売却した場合の売却益をいう。
		10	〇〇売却益			売却資産の名称等売却の内容を示す名称を付した科目で記載する。
557	事業区分間繰入金収益					他の事業区分からの繰入金収益をいう。
558	拠点区分間繰入金収益					同一事業区分内における他の拠点区分からの繰入金収益をいう。
559	サービス区分間繰入金収益					同一拠点区分内における他のサービス区分からの繰入金収益をいう。
561	事業区分間固定資産移管収益					他の事業区分からの固定資産の移管による収益をいう。
562	拠点区分間固定資産移管収益					同一事業区分内における他の拠点区分からの固定資産の移管による収益をいう。
564	その他の特別収益	1	徴収不能引当金戻入益			徴収不能引当金の差額計上方式における戻入額をいう。

② 事業活動計算書勘定科目の説明

② 費用の部						
＜サービス活動外増減による費用＞						
CD	大区分	CD	中区分	CD	小区分	説 明
601	人件費	1	役員報酬			役員(評議員を含む)に支払う報酬・諸手当をいう。
		2	役員退職慰労金			役員(評議員を含む)の退職時の慰労金等をいう。
		3	役員退職慰労引当金繰入			役員退職慰労引当金に繰り入れる額をいう。
		4	職員給料			常勤職員に支払う俸給・諸手当をいう。
		5	職員賞与			常勤職員に支払う賞与をいう。
		6	賞与引当金繰入			職員に対する翌会計期間に確定する賞与の当該会計期間に係る部分の見積額をいう。
		7	非常勤職員給与			非常勤職員に支払う俸給・諸手当及び賞与をいう。
		8	派遣職員費			派遣会社に支払う金額をいう。
		9	退職給付費用			従事する職員に対する退職一時金、退職年金等将来の退職給付のうち、当該会計期間の負担に属する金額(役員であることに起因する部分を除く)をいう。
		10	法定福利費			法令に基づいて法人が負担する健康保険料、厚生年金保険料、雇用保険料等の費用をいう。
603	事業費	1	給食費			食材及び食品の費用をいう。なお、給食業務を外部委託している施設又は事業所にあつては、材料費を計上すること。
		5	保健衛生費			利用者の健康診断の実施、施設内又は事業所内の消毒等に要する費用をいう。
		10	保育材料費			保育に必要な文具材料、絵本等の費用及び運動会等の行事を実施するための費用をいう。
		12	水道光熱費			利用者に直接必要な電気、ガス、水道等の費用をいう。
		13	燃料費			利用者に直接必要な灯油、重油等の燃料費(車輛費で計上する燃料費を除く)をいう。
		14	消耗器具備品費			利用者の処遇に直接使用する介護用品以外の消耗品、器具備品で、固定資産の購入に該当しない費用をいう。
		15	保険料			利用者に対する損害保険料をいう。
		16	賃借料			利用者が利用する器具及び備品等のリース料、レンタル料をいう。
		20	車輛費			乗用車、送迎用自動車、救急車等の燃料費、車輛検査等の費用をいう。
		22	〇〇費			費用の内容を示す名称を付した科目で記載する。
605	事務費	23	雑費			事業費のうち他のいずれにも属さない費用をいう。
		1	福利厚生費			役員・職員が福利施設を利用する場合における事業主負担額、健康診断その他福利厚生のために要する法定外福利費をいう。
		2	職員被服費			職員に支給又は貸与する白衣、予防衣、診察衣、作業衣などの購入、洗濯等の費用をいう。
		3	旅費交通費			業務に係る役員・職員の出張旅費及び交通費(ただし、研究、研修のための旅費を除く)をいう。
		4	研修研究費			役員・職員に対する教育訓練に直接要する費用(研究・研修のための旅費を含む)をいう。
		5	事務消耗品費			事務用に必要な消耗品及び器具什器のうち、固定資産の購入に該当しないものの費用をいう。
		6	印刷製本費			事務に必要な書類、諸用紙、関係資料などの印刷及び製本に要する費用をいう。
		7	水道光熱費			事務用の電気、ガス、水道等の費用をいう。
		8	燃料費			事務用の灯油、重油等の燃料(車輛費で計上する燃料費を除く)をいう。
		9	修繕費			建物、器具及び備品等の修繕又は模様替の費用をいう。ただし、建物、器具及び備品を改良し、耐用年数を延長させるような資本的費用を含まない。
		10	通信運搬費			電話、電報、ファックスの使用料、インターネット接続料及び切手代、葉書代その他通信・運搬に要する費用をいう。
		11	会議費			会議時における茶菓子代、食事代等の費用をいう。
		12	広報費			施設及び事業所の広告料、パンフレット・機関誌・広報誌作成などの印刷製本費等に要する費用をいう。
		13	業務委託費			洗濯、清掃、夜間警備及び給食(給食材料費を除く)など施設の業務の一部を他に委託するための費用(保守料を除く)をいう。必要に応じて検査委託、給食委託、寝具委託、医事委託、清掃委託など、小区分で更に細分化することができる。
		14	手数料			役務提供にかかる費用のうち、業務委託費以外のものをいう。
		15	保険料			生命保険料および建物、車輛運搬具、器具及び備品等にかかる損害保険契約に基づく保険料をいう。ただし、福利厚生費に該当するものを除く。
		16	賃借料			固定資産に計上を要しない器械等のリース料、レンタル料をいう。
		17	土地・建物賃借料			土地、建物等の賃借料をいう。
		18	租税公課			消費税及び地方消費税の申告納税、固定資産税、印紙税、登録免許税、自動車税、事業所税等をいう。
		19	保守料			建物、各種機器等の保守・点検料等をいう。

		22	〇〇費			費用の内容を示す名称を付した科目で記載する。
		23	雑費			事務費のうち他のいずれにも属さない費用をいう。
613	〇〇費用					費用の内容を示す名称を付した科目で記載する。
623	減価償却費					固定資産の減価償却の額をいう。
625	国庫補助金等特別積立金取崩額					国庫補助金等の支出対象経費(主として減価償却費)の期間費用計上に対応して取り崩された国庫補助金等特別積立金の額をいう。
627	徴収不能額					金銭債権の徴収不能額のうち、徴収不能引当金で填補されない部分の金額をいう。
629	徴収不能引当金繰入					徴収不能引当金に繰入れる額をいう。
631	その他の費用					上記に属さないサービス活動による費用をいう。
＜サービス活動外増減による費用＞						
641	支払利息					設備資金借入金、長期運営資金借入金及び短期運営資金借入金の利息、及び支払リース料のうち利息相当額として処理するものをいう。
642	有価証券評価損					有価証券(投資有価証券を除く)を時価評価した時の評価損をいう。
643	有価証券売却損					有価証券(投資有価証券を除く)を売却した場合の売却損をいう。
644	基本財産評価損					基本財産を時価評価した時の評価損をいう。
645	投資有価証券評価損					投資有価証券を時価評価した時の評価損をいう。
646	投資有価証券売却損					投資有価証券を売却した場合の売却損をいう。
647	積立資産評価損					積立資産を時価評価した時の評価損をいう。
648	その他のサービス活動外費用	1	利用者等外給食費			職員、来訪者等利用者以外に提供した食材及び食品の費用をいう。
		2	為替差損			外国通貨、外貨建金銭債権債務(外貨預金を含む)及び外貨建有価証券等について、円換算によって生じた換算差損をいう。
		5	雑損失			上記に属さないサービス活動外による費用をいう。
＜特別増減による費用＞						
661	基本金組入額					運用上の取り扱い第 11 に規定された基本金の組入額をいう。
663	資産評価損					資産の時価の著しい下落に伴い、回復の見込みがない当該資産に対して計上する評価損をいう。ただし、金額が大きい場合には個別に名称を付与して計上する。
667	固定資産売却損・処分損	1	建物売却損・処分損			建物を除却又は売却した場合の処分損をいう。
		2	車輛運搬具売却損・処分損			車輛運搬具を売却又は処分した場合の売却損又は処分損をいう。
		3	器具及び備品売却損・処分損			器具及び備品を売却又は処分した場合の売却損又は処分損をいう。
		4	その他の固定資産売却損・処分損			上記以外の固定資産を売却又は処分した場合の売却損又は処分損をいう。
669	国庫補助金等特別積立金取崩額(除却等)					国庫補助金等により取得した固定資産の廃棄等に伴い、取り崩された国庫補助金等特別積立金の額をいう。
670	国庫補助金等特別積立金積立額					運用上の取り扱い第 10 に規定された国庫補助金等特別積立金の積立額をいう。
673	災害損失					災、出水等の災害に係る廃棄損と復旧に関する費用の合計額をいう。
675	事業区分間繰入金費用					他の事業区分への繰入金額をいう。
676	拠点区分間繰入金費用					同一事業区分内における他の拠点区分への繰入金額をいう。
677	サービス区分間繰入金費用					同一拠点区分内における他のサービス区分への繰入金額をいう。
679	事業区分間固定資産移管費用					他の事業区分への固定資産の移管額をいう。
680	拠点区分間固定資産移管費用					同一事業区分内における他の拠点区分への固定資産の移管額をいう。
682	その他の特別損失					上記に属さない特別損失をいう。

<繰越活動増減差額の部>						
701	基本金取崩額					運用上の取り扱い第 12 に規定された基本金の取崩額をいう。
705	その他の積立金取崩額	1	人件費積立金取崩額			人件費積立金の取崩額をいう。
		2	修繕積立資産取崩額			修繕積立金の取崩額をいう。
		3	備品等購入積立金取崩額			備品等購入積立金の取崩額をいう。
		4	保育所施設・設備整備積立金取崩額			保育所施設・設備整備積立金の取崩額をいう。
707	その他の積立金積立額	1	人件費積立金積立額			人件費積立金の積立額をいう。
		2	修繕積立金積立額			修繕積立金の積立額をいう。
		3	備品等購入積立金積立額			備品等購入積立金の積立額をいう。
		4	保育所施設・設備整備積立金積立額			保育所施設・設備整備積立金の積立額をいう。

③ 貸借対照表勘定科目の説明

<資産の部>						
CD	大区分	CD	中区分	CD	小区分	説 明
	流動資産	111	現金			現金(硬貨、小切手、紙幣、郵便為替証書、郵便振替貯金払出証書、官公庁の支払通知書等)及び預貯金(当座預金、普通預金、定期預金、郵便貯金、金銭信託等)をいう。
		112	小口現金			
		121	当座預金			
		131	普通預金			
		133	郵便貯金			
		143	定期預金			
		148	定期積金			
		160	有価証券			債券(国債、地方債、社債等をいい、譲渡性預金を含む)のうち貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に満期が到来するもの、又は債券、株式、証券投資信託の受益証券などのうち時価の変動により利益を得ることを目的とする有価証券をいう。
		162	事業未収金			事業収益に対する未収入金をいう。
		164	未収金			事業収益以外の収益に対する未収入金をいう。
		166	未収補助金			施設整備、設備整備及び事業に係る補助金等の未収額をいう。
		168	未収収益			一定の契約に従い、継続して役務の提供を行う場合、すでに提供した役務に対していまだその対価の支払を受けていないものをいう。
		169	受取手形			事業の取引先との通常の取引に基づいて発生した手形債権(金融手形を除く)をいう。割引又は裏書譲渡したものは、受取手形から控除し、その会計年度末日における期限未到来の金額を注記する。
		170	貯蔵品			消耗品等で未使用の物品をいう。業種の特性に応じ小区分を設けることができる。
		177	立替金			一時的に立替払いをした場合の債権額をいう。
		178	前払金			物品等の購入代金及び役務提供の対価の一部又は全部の前払額をいう。
		179	前払費用			一定の契約に従い、継続して役務の提供を受ける場合、いまだ提供されていない役務に対し支払われた対価をいう。
		180	1年以内回収予定長期貸付金			長期貸付金のうち貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に入金の期限が到来するものをいう。
		181	1年以内回収予定事業区分間長期貸付金			事業区分間長期貸付金のうち貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に入金の期限が到来するものをいう。
		182	1年以内回収予定拠点区分間長期貸付金			拠点区分間長期貸付金のうち貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に入金の期限が到来するものをいう。
		184	短期貸付金			生計困窮者に対して無利子または低利で資金を融通する事業、法人が職員の質の向上や福利厚生の一環として行う奨学金貸付等、貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に入金の期限が到来するものをいう。
		185	事業区分間貸付金			他の事業区分への貸付額で、貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に入金の期限が到来するものをいう。
		186	拠点区分間貸付金			同一事業区分内における他の拠点区分への貸付額で、貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に入金の期限が到来するものをいう。
	固定資産 (基本財産)	188	仮払金			処理すべき科目又は金額が確定しない場合の支出額を一時的に処理する科目をいう。
		189	その他の流動資産			上記に属さない債権等であって、貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に入金の期限が到来するものをいう。ただし、金額の大きいものについては独立の勘定科目を設けて処理することが望ましい。
		190	徴収不能引当金			未収金や受取手形について回収不能額を見積もったときの引当金をいう。
			固定資産			
			(基本財産)			定款において基本財産と定められた固定資産をいう。
		201	土地			基本財産に帰属する土地をいう。
		203	建物			基本財産に帰属する建物及び建物付属設備をいう。
		205	建物減価償却累計額			貸借対照表上、間接法で表示する場合の基本財産に計上されている建物の減価償却の累計をいう。
		206	定期預金			定款等に定められた基本財産として保有する定期預金をいう。
		207	投資有価証券			定款等に定められた基本財産として保有する有価証券をいう。
			(その他の固定資産)			基本財産以外の固定資産をいう。
		211	土地			基本財産以外に帰属する土地をいう。
		213	建物			基本財産以外に帰属する建物及び建物付属設備をいう。
		214	構築物			建物以外の土地に固着している建造物をいう。
		215	機械及び装置			機械及び装置をいう。
		216	車輛運搬具			送迎用バス、乗用車、入浴車等をいう。
		217	器具及び備品			器具及び備品をいう。ただし、取得価額が〇〇万円以上で、耐用年数が1年以上のものに限る。

		219	建設仮勘定			有形固定資産の建設、拡張、改造などの工事が完了し稼働するまでに発生する請負前渡金、建設用材料部品の買入代金等をいう。
		221	有形リース資産			有形固定資産のうちリースに係る資産をいう。
		222	〇〇減価償却累計額			貸借対照表上、間接法で表示する場合の有形固定資産の減価償却の累計をいう。
		225	権利			法律上又は契約上の権利をいう。
		227	ソフトウェア			コンピュータソフトウェアに係る費用で、外部から購入した場合の取得に要する費用ないしは制作費用のうち研究開発費に該当しないものをいう。
		229	無形リース資産			無形固定資産のうちリースに係る資産をいう。
		231	投資有価証券			長期的に所有する有価証券で基本財産に属さないものをいう。
		233	長期貸付金			生計困窮者に対して無利子または低利で資金を融通する事業、法人が職員の質の向上や福利厚生の一環として行う奨学金貸付等、貸借対照表日の翌日から起算して入金の期限が1年を超えて到来するものをいう。
		234	事業区分間長期貸付金			他の事業区分への貸付金で貸借対照表日の翌日から起算して入金の期限が1年を超えて到来するものをいう。
		235	拠点区分間長期貸付金			同一事業区分内における他の拠点区分への貸付金で貸借対照表日の翌日から起算して入金の期限が1年を超えて到来するものをいう。
		237	退職給付引当資産			退職金の支払に充てるために退職給付引当金に対応して積み立てた現金預金等をいう。
		238	長期預り金積立資産			長期預り金に対応して積み立てた現金預金等をいう。
		241	保育所繰越積立資産	1	人件費積立資産	保育所における将来の人件費のために積立てた現金預金等をいう。
				2	修繕積立資産	保育所における将来の修繕のために積立てた現金預金等をいう。
				3	備品等購入積立資産	保育所における将来の備品等購入のために積立てた現金預金等をいう。
		242	保育所施設・設備整備積立資産			保育所における将来の施設の設備整備のために積立てた現金預金等をいう。
		243	差入保証金			賃貸用不動産に入居する際に賃貸人に差し入れる保証金をいう。
		244	長期前払費用			時の経過に依存する継続的な役務の享受取引に対する前払分で貸借対照表日の翌日から起算して1年を超えて費用化される未経過分の金額をいう。
		246	その他の固定資産			上記に属さない債権等であって、貸借対照表日の翌日から起算して入金の期限が1年を超えて到来するものをいう。ただし、金額の大きいものについては独立の勘定科目を設けて処理することが望ましい。
		250	徴収不能引当金			長期貸付金等の固定資産に計上されている債権について回収不能額(返済免除等を含む)を見積もったときの引当金をいう。

< 負債の部 >

流動負債	301	短期運営資金借入金			経常経費に係る外部からの借入金で、貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に支払の期限が到来するものをいう。
	303	事業未払金			事業活動に伴う費用等の未払い債務をいう。
	305	その他の未払金			上記以外の未払金(施設整備等未払金を含む)をいう。
	306	支払手形			事業の取引先との通常の取引に基づいて発生した手形債務(金融手形を除く)をいう。
	309	役員等短期借入金			役員等からの借入金で貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に支払の期限が到来するものをいう。
	310	1年以内返済予定設備資金借入金			設備資金借入金のうち、貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に支払の期限が到来するものをいう。
	311	1年以内返済予定長期運営資金借入金			長期運営資金借入金のうち、貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に支払の期限が到来するものをいう。
	312	1年以内返済予定リース債務			リース債務のうち、貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に支払の期限が到来するものをいう。
	313	1年以内返済予定役員等長期借入金			役員等長期借入金のうち貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に支払の期限が到来するものをいう。
	314	1年以内返済予定事業区分間借入金			事業区分間長期借入金のうち貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に支払の期限が到来するものをいう。
	315	1年以内返済予定拠点区分間借入金			拠点区分間長期借入金のうち貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に支払の期限が到来するものをいう。
	317	1年以内支払予定長期未払金			長期未払金のうち貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に支払の期限が到来するものをいう。
	319	未払費用			賃金、支払利息、賃借料など時の経過に依存する継続的な役務給付取引において既に役務の提供は受けたが、会計期末までに法的にその対価の支払債務が確定していない分の金額をいう。
	321	預り金			職員以外の者からの一時的な預り金をいう。
	323	職員預り金			源泉徴収税額及び社会保険料などの徴収額等、職員に関する一時的な預り金をいう。
	325	前受金			物品等の売却代金及び役務提供の対価の一部又は全部の前受額をいう。
	327	前受収益			受取利息、賃貸料など時の経過に依存する継続的な役務提供取引に対する前受分のうち未経過の金額をいう。
	328	事業区分間借入金			他の事業区分からの借入額で、貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に支払の期限が到来するものをいう。
	329	拠点区分間借入金			同一事業区分内における他の拠点区分からの借入額で、貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に支払の期限が到来するものをいう。
	331	仮受金			処理すべき科目又は金額が確定しない場合の収入金額を一時的に処理する科目をいう。

		333	賞与引当金			支給対象期間に基づき定期的に支給する職員賞与に係る引当金をいう。
		335	その他の流動負債			上記に属さない債務等であって、貸借対照表日の翌日から起算して１年以内に支払の期限が到来するものをいう。ただし、金額の大きいものについては独立の勘定科目を設けて処理することが望ましい。
	固定負債	341	設備資金借入金			施設設備等に係る外部からの借入金で、貸借対照表日の翌日から起算して支払の期限が１年を超えて到来するものをいう。
		343	長期運営資金借入金			経常経費に係る外部からの借入金で、貸借対照表日の翌日から起算して支払の期限が１年を超えて到来するものをいう。
		345	リース債務			リース料総額から利息相当額を控除した金額で、貸借対照表日の翌日から起算して支払の期限が１年を超えて到来するものをいう。
		347	役員等長期借入金			役員等からの借入金で貸借対照表日の翌日から起算して支払の期限が１年を超えて到来するものをいう。
		348	事業区分間長期借入金			他の事業区分からの借入金で貸借対照表日の翌日から起算して支払の期限が１年を超えて到来するものをいう。
		349	拠点区分間長期借入金			同一事業区分内における他の拠点区分からの借入金で貸借対照表日の翌日から起算して支払の期限が１年を超えて到来するものをいう。
		351	退職給付引当金			将来支給する退職金のうち、当該会計年度末までに発生していると認められる金額をいう。
		352	役員退職慰労引当金			将来支給する役員(評議員を含む)への退職慰労金のうち、当該会計年度までに発生していると認められる金額をいう。
		353	長期未払金			固定資産に対する未払債務(リース契約による債務を除く)等で貸借対照表日の翌日から起算して支払の期限が１年を超えて到来するものをいう。
		354	長期預り金			固定負債で長期預り金をいう。(軽費老人ホーム(ケアハウスに限る。)等における入居者からの管理費等預り額をいう。)
		355	退職共済預り金			退職共済事業で、加入者からの預り金をいう。
		356	その他の固定負債			上記に属さない債務等であって、貸借対照表日の翌日から起算して支払の期限が１年を超えて到来するものをいう。ただし、金額の大きいものについては独立の勘定科目を設けて処理することが望ましい。
<純資産の部>						
411	基本金					会計基準省令第６条第１項に規定された基本金をいう。
431	国庫補助金等特別積立金					会計基準省令第６条第２項に規定された国庫補助金等特別積立金をいう。
453	その他の積立金	1	人件費積立金			将来の人件費のための積立金をいう。
		2	修繕積立金			将来の修繕のための積立金をいう。
		3	備品等購入積立金			将来の備品等購入のための積立金をいう。
		4	保育所施設・設備整備積立金			将来の保育所施設・設備整備のための積立金をいう。
	次期繰越活動増減差額					事業活動計算書に計上された次期繰越活動増減差額をいう。